

議案第 1 号

沖縄県教育庁非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の
一部を改正する訓令について

沖縄県教育庁非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令
について、別紙のとおり定める。

平成22年 3月 3日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県教育庁非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育庁非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号）の一部を次のように改正する。

題名中「教育庁」を「教育委員会の所管に属する」に改める。

第11条第1項中「1か月につき」を「休憩時間を除き、」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、特別の勤務に従事する非常勤職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1か月につき1週間当たり36時間45分以内とする。

第11条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする非常勤職員の勤務時間は、教育長が別に定めることができる。

第13条を次のように改める。

（年次有給休暇）

第13条 所属長は、教育長の定める要件を満たす非常勤職員に対して教育長の定める日数の年次有給休暇を与えるなければならない。

2 前項の年次有給休暇については、その時期につき、所属長の承認を受けなければならない。この場合において、所属長は、公務の運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。

第17条を第19条とし、第14条から第16条までを2条ずつ繰り下げ、第13条の次に次の2条を加える。

（年次有給休暇以外の有給休暇）

第14条 所属長は、非常勤職員が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えることができる。

- (1) 選挙権その他公民としての権利行使する場合 必要と認める日又は時間
- (2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合 必要と認める日又は時間
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）により交通の制限又は遮断された場合 その理由の発生している期間
- (4) 風水震火災その他非常災害により交通遮断された場合 その理由の発生している期間
- (5) 交通機関の事故等の不可抗力の事故の場合 その理由の発生している期間
- (6) 所轄機関の業務又は事業の運営上の必要に基づき、業務又は事業の全部又は一部を停止した場合（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。） その理由の発生している期間
- (7) 検疫法（昭和26年法律第201号）第14条第1項第2号の規定により同法第2条第2号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者として停留された場合又は感染症予防法第44条の3第2項の規定により感染の防止に必要な協力を求められた場合であって、出勤することが著しく困難であると認められるとき 必要と認める期間
- (8) 非常勤職員の親族が死亡した場合で葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 別表死亡した者の欄に掲げる区分に応じ、それぞれの同表日数欄に掲げる日数を超えない範囲内の期間

（無給休暇）

第15条 所属長は、非常勤職員が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

- (1) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定の女性の非常勤職員が申し出た場合 出産日までの申し出た期間
- (2) 女性の非常勤職員が出産した場合 出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の非常勤職員が勤務を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- (3) 生後1年に達しない生児を育てる場合 1日2回それぞれ30分以内の期間
- (4) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する非常勤職員が、当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかるたった当該子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日の範囲内で必要と認める日又は時間
- (5) 女性の非常勤職員が生理日の勤務が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場

合 必要と認める期間

- (6) 公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間
- (7) 公務によらない負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 1の年度において10日の範囲内で必要と認める日又は時間
- (8) 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める期間
附則の次に次の別表を加える。

別表（第14条関係）

死亡した者	日数	備考
配偶者	7日	
父母		
子	5日	
祖父母	3日（非常勤職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）	葬祭のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加える。
孫	1日	
兄弟姉妹	3日	
おじ又はおば	1日（非常勤職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）	
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）	
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）	
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）	
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹		
おじ又はおばの配偶者	1日	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

訓令案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県教育庁非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

2 改正の必要性

労働基準法に定める産前産後等を非常勤職員の休暇制度として規定を設ける必要があること、国及び知事部局の非常勤職員との権衡を考慮し、非常勤職員の休暇等を改正する必要がある。

3 改正の概要

- (1) 訓令の内容をより明確に示すため、題名を改正する。 (題名関係)
- (2) 非常勤職員の忌引休暇等の年次有給休暇以外の有給休暇を加える。 (第14条関係)
- (3) 非常勤職員の無給休暇を加える。 (第15条関係)
- (4) この訓令は、公布の日から施行する。 (附則)

4 根拠法令

- ・地方自治法
- ・沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例 (昭和47年沖縄県条例第43号)
第18条

5 関係各課との調整状況

人事課調整済み

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 関係資料

新旧対照表

沖縄県教育庁非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程 (勤務日及び勤務時間)	沖縄県教育庁非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程 (勤務日及び勤務時間)
第11条 非常勤職員の勤務時間は、 <u>休憩時間を除き、1週間当たり36時間45分以内とする。</u> ただし、特別の勤務に従事する非常勤職員の勤務時間は、休憩時間を除き、 <u>1か月につき1週間当たり36時間45分以内とする。</u>	第11条 非常勤職員の勤務時間は、 <u>1か月につき1週間当たり36時間45分以内とする。</u> ただし、これによりがたい場合は、教育長が別に定めることができる。 (新設)
2 前項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする非常勤職員の勤務時間は、教育長が別に定めることができる。 3 非常勤職員の勤務すべき日は、所属長が定める。 (年次有給休暇)	2 非常勤職員の勤務すべき日は、所属長が定める。 (有給休暇) 第13条 所属長は、教育長の定める要件を満たす非常勤職員に対して教育長の定める日数の年次有給休暇を与えなければならない。 2 前項の年次有給休暇については、その時期につき、所属長の承認を受けなければならぬ。この場合において、所属長は、公務の運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。 (年次有給休暇)
第13条 所属長は、教育長の定める要件を満たす非常勤職員に対して教育長の定める日数の年次有給休暇を与えなければならない。 2 前項の年次有給休暇については、その時期につき、所属長の承認を受けなければならない。この場合において、所属長は、公務の運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。 (年次有給休暇)	第13条 非常勤職員の年次有給休暇は、教育長が別に定める。 2 非常勤職員が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、有給休暇として当該各号に定める期間について休暇を与えることができる。 (1) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 必要と認めると認める日又は時間 (2) 教判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める日又は時間 (3) 所轄機関の業務又は事業の運営上の必要に基づき、業務又は事業の全部又は一部を停止した場合（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。） その理由の発生している期間 (新設)
第14条 所属長は、非常勤職員が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えることができる。 (1) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 必要と認めると認める日又は時間 (2) 教判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会そ	第14条 所属長は、非常勤職員が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えることができる。 (1) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 必要と認めると認める日又は時間 (2) 教判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会そ

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。)により交通の制限又は遮断された場合その理由の発生している期間	(4) 風水震火災その他非常災害により交通遮断された場合 その理由の発生している期間
[5] 交通機関の事故等の不可抗力の事故の場合 その理由の発生している期間	[6] 所轄機関の業務又は事業の運営上の必要に基づき、業務又は事業の全部又は一部を停止した場合(台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。)
[7] 検疫法(昭和12年法律第201号)第14条第1項第2号の規定により同法第2条第2号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者として停留された場合又は感染症予防法第41条の3第2項の規定により感染の防止に必要な協力を求められた場合であって、出勤することが著しく困難であると認められるとき。	その理由の発生している期間
[8] 非常勤職員の親族が死亡した場合で葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	と認める期間
表死亡した者の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表日数欄に掲げる日数を超えない範囲内の期間 (無給休暇)	
第15条 所属長は、非常勤職員が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。	
(1) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定の女性の非常勤職員が申し出した場合 出産日までの申し出た期間	(1) 女性の非常勤職員が出産した場合 出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性の非常勤職員が勤務を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
(2) 女性の非常勤職員が申し出した場合 出産日までの申し出た期間	(2) 生後1年に達しない生児を育てる場合 1日2回それぞれ30分以内の期間
(3) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する非常勤職員が、当該子の看護(負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことを	

- いう。) のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 の年度において 5 日の範囲内で必要と認める日又は時間
- [5] 女性の非常勤職員が生理日の勤務が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間
- [6] 公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間
- [7] 公務によらない負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 1 の年度において10日の範囲内で必要と認めれる日又は時間
- [8] 骨髄移植のための骨髄波の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄波を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。 必要と認める期間

第16条 (略)

第17条 (略)

第18条 (略)

第19条 (略)

(社会保険)

第14条 非常勤職員は、法令で定めるところにより、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入しなければならない。

(公務災害補償等)

第15条 教育委員会は、非常勤職員に対し、法令等に別に定めがあるものを除くほか、沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和47年沖縄県条例第10号)の定めるところにより、公務上の災害又は運動による災害に對する補償を行う。

(退職)

第16条 非常勤職員は、任用期間の中途で退職しようとするときは、退職しようとする日の10日前までに退職願を所属長に提出しなければならない。ただし、特別の事情のある場合は、この限りでない。

(離則)

第17条 この訓令の実施に關し必要な事項は、教育長が別に定める。

別表 (第14条関係)

死亡した者	日数	虚差
配偶者	7日	妻のため離 隔の地に赴く場 合にあつては、 往復に要する日 数を加える。
父母		
子	5日	
祖父母	3日 (非常勤職員が代謫相處し、かつ、終 具等の承認を受ける場合にあつては、7日)	
孫	1日	
兄弟姉妹	3日	
おじ又はおば	1日 (非常勤職員が代謫相處し、かつ、終 具等の承認を受ける場合にあつては、7日)	
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日 (職員と生計を一にしていた場合にあ つては、7日)	
子の配偶者又は配偶者の子	1日 (職員と生計を一にしていた場合にあ つては、5日)	
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日 (職員と生計を一にしていた場合にあ つては、3日)	
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹		
おじ又はおばの配偶者	1日	

○地方公務員法（昭和二十五年法律一百六十一号）

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

- 第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならぬ。
- 二 前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。
- 三 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- 四 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対しても、これに対して給与を受けてはならない。
- 五 職員の勤務時間その他の職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適當な考慮が払わなければならない。
- 六 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

○沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和四十七年条例第四十三号）

（非常勤職員の勤務時間及び休暇）

- 第十八条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間及び休暇は、第2条から前条までの規定にかかわらず、常勤職員との均衡を考慮して、任命権者が別に定める。